

歯科技工士国家試験の実施について（公告）

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成25年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験の日時、場所、方法及び科目

方法	日時	場所	科目
学説 試験	平成25年 2月21日 (木) 午前9時	明倫短期大学	歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、 有床義歯技工学、歯冠修復技工学、 矯正歯科技工学、小児歯科技工学、 関係法規
実地 試験	平成25年 2月22日 (金) 午前9時	新潟市西区真砂 3丁目16番10号	歯科技工実技

2 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

3 受験手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 受験願書（様式第1号）
- (2) 卒業（卒業見込み）証明書、その他受験資格のあることを証明する書類
- (3) 写真
出願前6か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル台紙（様式第2号）付きのもの
- (4) 戸籍抄本（出願前6か月以内に発行されたもの）
- (5) 受験手数料
受験手数料として36,000円（新潟県収入証紙を願書に貼り、収入証紙は消印しないこと。）を納付すること。
- (6) 受験願書受付期間
直接持参の場合は、平成25年1月9日（水）から1月11日（金）までの午前9時から午後4時30分までとし、郵送の場合は平成25年1月9日（水）から1月11日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

4 その他

- (1) 合格発表
合格者については、平成25年3月14日（木）午前10時に、新潟県庁1階広報展示室前掲示板及び県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/>）において発表するとともに、合格者に対して通知する。
- (2) 合格証書の交付
試験の合格者には、合格証書を交付するが、卒業見込み証明書を提出して受験した者に対しては、卒業証明書の提出があった後でなければ交付しない。
- (3) その他
この試験の提出書類の様式請求、願書の提出及び問い合わせは、郵便番号950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県福祉保健部医務薬事課医療指導係 電話(025)285-5511 内線2546にすること。